平成２６年（フ）第１０２号
茨城県稲敷市浮島8369番地
債務者　黒田トヨ子
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１０３号
茨城県龍ケ崎市佐貫町794番地27
債務者　豊島みね子（旧姓西原）
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１０９号
茨城県取手市井野団地５番２―105号、前住所茨城県取手市桜が丘４丁目50番10号
債務者　眞藤　光榮
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１２２号
茨城県取手市双葉１丁目35番15号
債務者　一毛　幸治
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１２３号
茨城県取手市井野１丁目12番10号
債務者　中村　三枝
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１２６号
茨城県取手市野々井254番地12
債務者　照沼眞知子
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第６７号
長野県飯田市水の手町651番地２　ハイツシリウスＣ号
債務者　坂井　昭治
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第４６３号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目26番40号
債務者　香山ゆかり（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３３号
愛媛県宇和島市三浦西4975番地２
債務者　柴田　信行
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第３４号
愛媛県宇和島市三浦西4975番地２
債務者　柴田さち子
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第２１６号
佐賀県鳥栖市萱方町220番地15
債務者　本告　祥太
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１９号
佐賀市諸富町大字寺井津462番地
債務者　宮田　　敦
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２３号
佐賀県伊万里市黒川町大黒川1470番地76
債務者　川口　龍二
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第４８４号
熊本市東区戸島７丁目７番105号
債務者　野崎　高照
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第７７号
宮崎県延岡市土々呂町４丁目4045番地
債務者　和田　行江
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第４１５号
千葉県野田市木間ケ瀬3778番地２
債務者　小林美恵子
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４２７号
千葉県我孫子市南新木２丁目15番地の11
債務者　新林かづ子
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４２８号
千葉県我孫子市南新木２丁目15番地の11
債務者　新林　一美
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部